令和６年度第１回
南阿波定住自立圏推進協議会

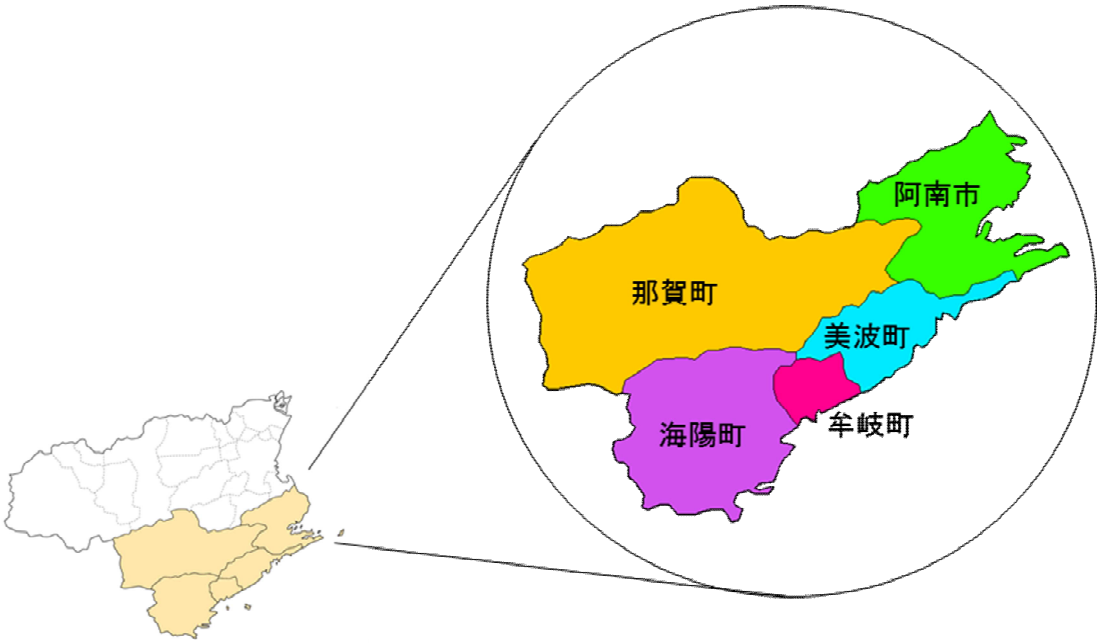

令和６年７月１１日

南阿波定住自立圏

圏　域　デ　ー　タ

【人　口】

	国勢調査人口 (R2.10.1現在) （単位：人）	推計人口 （R6.5.1現在） （単位：人）	将来推計人口 （2050年） （単位：人）	増減率
阿　南　市	69,470	66,016	44,094	-33.2%
那　賀　町	7,367	6,568	2,575	-60.8%
美　波　町	6,222	5,569	2,633	-52.7%
牟　岐　町	3,743	3,289	1,382	-58.0%
海　陽　町	8,358	7,635	3,720	-51.3%
南　阿　波	95,160	89,077	54,404	-38.9%
徳　島　県	719,559	688,343	480,669	-30.2%

将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所

【面　積】

	面積 （R6.1.1現在） （単位：平方km）	県全体に 占める割合
阿　南　市	279.25	6.7%
那　賀　町	694.98	16.8%
美　波　町	140.74	3.4%
牟　岐　町	56.62	1.4%
海　陽　町	327.67	7.9%
南　阿　波	1,499.26	36.2%
徳　島　県	4,146.99	-

出典：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

次　　第

日時：令和６年７月 11 日（木）午前 10 時から
場所：美波町コミュニティホール

１　開会

２　会長 挨拶

３　徳島県南部総合県民局長 挨拶

４　内容

（１）定住自立圏構想について

・概要説明
・共生ビジョンの改定スケジュール

（２）共生ビジョン取組事業の実績について

①全事業の実績報告
②主要な事業の取組等の説明
・医師確保対策事業
・災害支援部会
・広域観光圏実現事業
③その他
・移住交流に関する施策について

（３）意見交換

５　閉会

出席者名簿

〈推進協議会〉　（敬称略）

区　分	役 職 名	氏　名
会 長	阿南市長	岩佐　義弘
委 員	那賀町長	橋本　浩志
委 員	美波町長	影治　信良
委 員	牟岐町長	枡富　　治
委 員	海陽町長	三浦　茂貴

〈徳島県〉

所　属	職 名	氏　名
南部総合県民局	局　　長	宮本　孝則
労働雇用政策課 移住交流室	室　　長	小山　高弘
労働雇用政策課 移住交流室	室 長 補 佐	古谷　陽子
労働雇用政策課 移住交流室	主　　任	岡本　かほり
南部総合県民局 地域創生防災部	係　　長	山本　健太

〈幹事会〉

区　分	職　名	氏　名
幹事長	阿南市　企画部長	吉積　和己

〈事務局〉

所　属	職　名	氏　名
阿南市	政 策 監	東 條　盛 彦
阿南市 企画政策課	課　長	七 條　隆 能
阿南市 企画政策課	課長補佐	脇 坂　都 美
阿南市 企画政策課	係　長	川 野　光 彦

〈担当者〉

所　属	職　名	氏　名
那賀町 総務課	係　長	新 田　絵 理
美波町 政策推進課	係　長	槌 谷　史 生
海陽町 行革政策課	主　幹	岩 佐　敦 子
阿南市 危機管理部	部　長	中 川　恭 一
阿南市 保健福祉部	部　長	荒 井　啓 之
阿南市 産業部	部　長	吉 岡　次 男
阿南市 危機管理課	課　長	石 山　博 章
阿南市 保健センター	所　長	尾田　美佐子
阿南市 商工政策課	課　長	清 原　真 徳

南阿波定住自立圏推進協議会 推進体制

南阿波定住自立圏推進協議会

【構　成】 1市4町の長(5人)
【会　長】 阿南市長
【役　割】 ◆定住自立圏形成協定に関すること
◆定住自立圏共生ビジョンに関すること
◆定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること
◆その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること

南阿波定住自立圏推進協議会【幹事会】

【構　成】 1市4町の広域行政等主管部課長
【幹事長】 阿南市企画部長
【役　割】 ◆定住自立圏形成協定の内容についての協議・調整
◆定住自立圏共生ビジョンについての協議・調整
◆協議会からの指示事項についての協議・調整、協議会への報告等
◆圏域全体の取りまとめ・調整

【事務局】

阿南市企画政策課
役 割:協議会・幹事会の運営
担当者部会の調整

【担当者部会】

役 割:各分野の連携事項について内容検討・事業化(既存事業含む)・実施

【医療・子育て 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市保健福祉部

【道路等整備 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市建設部

【教育・施設活用 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市教育委員会(市民部)

【交通・消費生活 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市市民部(都市整備部)

【産業・観光 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市産業部

【人材育成・交流促進 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市企画部(市民部)

【災害支援 担当者部会】
構　成:関係する市町の職員
事務局:阿南市危機管理部(水道部、消防本部)

南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会

【構　成】 定住自立圏形成協定に掲げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者(25人以内)
【役　割】 共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について検討

定住自立圏構想の取組経過

平成２２年	３月２５日	阿南市が中心市宣言
平成２３年	３月２４日	定住自立圏形成協定を締結（阿南市と那賀町、阿南市と美波町）
平成２３年	９月　１日	阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン策定 （計画期間：平成２４～２８年度）
平成２６年１１月		阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン変更（事業追加等）
平成２８年	３月２５日	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結 （阿南市と那賀町、阿南市と美波町） 定住自立圏形成協定を締結（阿南市と牟岐町、阿南市と海陽町）
平成２８年	７月　８日	**第１回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会** （ビジョン素案について）
	８月１９日	**第２回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会** （ビジョン最終案について）
	９月　１日	**南阿波定住自立圏共生ビジョン策定** （計画期間：平成２９～３３年度）
	９月２３日	定住自立圏構想推進要綱の一部改正（総務省）
平成２９年	２月２１日	**第３回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会** （ビジョン変更案について）
	３月２４日	**南阿波定住自立圏共生ビジョン変更①** （各事業に成果指標〔ＫＰＩ〕を設定）
平成２９年	４月～	共生ビジョン取組事業の実施
令和　２年	２月　５日	**第４回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会** （ビジョン変更案について）
	３月２５日	**南阿波定住自立圏共生ビジョン変更②** （事業内容の変更等）
令和　４年	１月１１日	**第５回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会** （第２次ビジョン素案について）
	３月	**第６回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面会議）** （第２次ビジョン最終案について）
	３月	**第２次南阿波定住自立圏共生ビジョン策定** （計画期間：令和４年～８年度）

南阿波定住自立圏推進協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、南阿波定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３（阿南市役所内）に置く。

（目的）

第３条　協議会は阿南市、那賀町、美波町、牟岐町及び海陽町（以下「構成市町」という。）における定住自立圏構想の円滑な推進を図るため設置する。

（所掌事務）

第４条　協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

⑴　定住自立圏形成協定に関すること。

⑵　定住自立圏共生ビジョンに関すること。

⑶　定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。

⑷　その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

（委員）

第５条　協議会は、構成市町の長を委員として組織する。

（役員）

第６条　協議会に、次の役員を置く。

⑴　会長　１人

（会長）

第７条　会長は、阿南市長をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会長の職務代理）

第８条　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

（会議）

第９条　協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

５　前各項に定めるもののほか、協議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第１０条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、協議会に提案する事項又はその他の事項について協議及び調整を行う。

３　幹事会は、構成市町の広域行政等主管部課長の職にある者をもって構成する。

４　幹事会には、幹事長を置く。

５　幹事長は、阿南市企画部長をもって充てる。

６　幹事会の会議は、幹事長が招集する。

７　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（担当者部会）

第１１条　協議会に、担当者部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会は、担任事項について調査研究及び立案にあたる。

３　部会は、担任事項に関係のある市町の職員をもって構成する。

４　部会に部会長及び副部会長を置き、部会を構成する会員の互選による。

５　部会で調査研究及び立案した事項は、幹事会において協議及び調整を行う。

（事務局）

第１２条　協議会の事務を処理するため、阿南市に事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第１３条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。

附　則

この規約は、平成２８年５月２４日から施行する。